

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、営業管理職として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗用車を運転して顧客訪問に向かう途中、信号待ちのため停車していたところ、乗用車に追突され負傷した。請求人は、翌〇日、C整形外科に受診し、「頰椎捻挫、腰椎捻挫、右肘関節捻挫」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付（以下「本件休業補償給付」という。）を請求したところ、監督署長は、請求人の本件休業補償給付を受ける権利は時効によって消滅しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件休業補償給付を受ける権利が時効により消滅しているとして、これを支給しないとした監督署長の本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第42条によると、休業補償給付を受ける権利は、2年を経過したとき、時効により消滅するものと規定されているが、同給付に係る受給権は、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに発生するから、その日ごとに発生する受給権は、それぞれ、その日の翌日から時効が進行するものと解されている。

(2) 本件において、請求人が本件休業補償給付を監督署長に請求し、監督署長がこれを受け付けしたのは平成〇年〇月〇日であり、2年と定められた時効期間を既に経過していることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件休業補償給付を受ける請求人の権利は、時効により消滅しているものと判断する。

(3) この点、請求人は、監督署に休業補償給付の請求について問い合わせたところ、「示談成立後でなければ請求できない。」として、示談成立後に手続するよう説明され、また、時効についての説明は一切なかったのに、請求後になって時効であると言われても困るなどと主張している。

そこで、当審査会において、一件資料を精査したが、請求人の主張を裏付ける客観的な資料を見いだすことはできず、また、仮に請求人の主張するところが事実であるとしても、請求人に時効の進行ないし完成を妨げる特段の事情があったものとも認められないことから、請求人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。